

## 堺市上下水道局事務分掌規程の一部を改正する規程

堺市上下水道局事務分掌規程（昭和40年水道事業所管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中「維持係  
改良係」を「維持係」に、

「包括委託管理係  
水質係」を「包括委託管理係」に改める。

第7条上下水道局経営企画室の分掌事務を定める部分中第6号を削り、第7号を第6号とし、第8号から第10号までを1号ずつ繰り上げ、第11号を削り、同部分第12号中「国」を「上下水道事業に係る国」に改め、同号を同部分第10号とし、同部分中第13号を第11号とし、第14号を削り、第15号を第12号とし、第16号から第25号までを3号ずつ繰り上げ、同局総務部総務課総務係の分掌事務を定める部分中第10号を第11号とし、第9号を第10号とし、同号の前に次の1号を加える。

(9) 局の組織及び職務権限に関すること。

第7条上下水道局総務部総務課人事係の分掌事務を定める部分第9号を削り、同局水道部水道事業調整課事業係の分掌事務を定める部分中第5号を第6号とし、第3号及び第4号を1号ずつ繰り下げ、同部分第2号中「整備方針」の次に「及び路線選定」を加え、同号を同部分第3号とし、同部分第1号の次に次の1号を加える。

(2) 水道施設整備等の長期構想に関すること。

第7条上下水道局水道部水道事業調整課技術管理係の分掌事務を定める部分中第4号を第6号とし、第3号を第5号とし、第2号の次に次の2号を加える。

(3) 水道の整備工事に係る単価の管理に関すること。

(4) 電算システムの保守点検に関すること。

第7条上下水道局水道部水道建設課の分掌事務を定める部分中第1号及び第2号を削り、第3号を第1号とし、第4号を第2号とし、同部分第5号中「（水道保全課の所管に属するものを除く。）」を削り、同号を同部分第3号とし、同部分に次の2号を加える。

(4) 下水道工事に伴う水道管移設工事の設計及び施行に関すること。

(5) 水道管等の維持管理に係る設計及び施行(水道保全課の所管に属するものを除く。)に関すること。

第7条上下水道局水道部水道保全課保全管理係の分掌事務を定める部分中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 鉛製給水管の単独解消工事の施行に関すること。

第7条上下水道局水道部水道保全課改良係の分掌事務を定める部分を削り、同部水運用管理課水運用係の分掌事務を定める部分第4号を削り、同課施設係の分掌事務を定める部分に次の1号を加える。

(4) 課内の他の係の所管に属しないこと。

第7条上下水道局下水道管路部の分掌事務を定める部分に次の1号を加える。

(3) 下水道管路マネジメントの総合調整に関すること。

第7条上下水道局下水道管路部下水道事業調整課事業係の分掌事務を定める部分中第5号を削り、第6号を第5号とし、同部分第7号中「協議」を削り、同号を同部分第6号とし、第8号を第7号とし、第9号を第8号とし、同課調整係の分掌事務を定める部分第1号中「に係る執行管理」を削り、同部分第2号中「予算」を「築造予算に係る」に改め、同部分第3号中「支障物件移設負担金」を「下水道事業に伴う支障物件移設負担金」に改め、同部分第7号を削り、同課技術管理係の分掌事務を定める部分第1号中「に係る実施設計及び工事」を削り、「の設計及び積算に係る基準並びに単価」を「に係る設計積算基準」に改め、同部分中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を削り、第5号を第3号とし、第6号及び第7号を2号ずつ繰り上げ、同部下水道管理課管理係の分掌事務を定める部分中第6号を削り、第7号を第6号とし、同局下水道施設部三宝水再生センター包括委託管理係の分掌事務を定める部分第1号中「こと」の次に「(水質に係るモニタリングを含む。)」を加え、同センター水質係の分掌事務を定める部分を削り、同センター水処理係の分掌事務を定める部分に次の1号を加える。

(3) 三宝水再生センター及び再生水施設の水質管理に関すること(運転及び管理に必要な水質試験を含む。 )。

第7条上下水道局下水道施設部下水道水質管理課水質規制係の分掌事務を定める部分第3号中「除外施設」を「除害施設」に改め、同課水質管理係の分掌事務を定める部分第2号中「こと」の次に「(泉北水再生センター及び石津水再生センターのモニタリングに係る水質検査を含む。)」を加える。

別表中「上下水道局次長(技術監理担当)」を「担当の部理事」に、

「

経営企画室	経営マネジメント担当課長	経営企画室の分掌事務を定める部分第1号か	経営企画室長	1人
-------	--------------	----------------------	--------	----

		ら第5号及び第7号から第10号に掲げる事務		
	事業マネジメント担当課長	経営企画室の事務分掌を定める部分第6号及び第11号から第14号に掲げる事務		1人
	危機管理・広報広聴担当課長	経営企画室の事務分掌を定める部分第15号から第20号に掲げる事務		1人
	広域・公民連携・DX推進担当課長	経営企画室の事務分掌を定める部分第21号から第25号までに掲げる事務		1人

を

」

「

経営企画室	経営マネジメント担当課長	経営企画室の分掌事務を定める部分第1号から第10号までに掲げる事務	経営企画室長	1人
	危機管理・広報広聴担当課長	経営企画室の分掌事務を定める部分第12号から第17号までに掲げる事務		1人
	広域・公民連携・DX推進担当課長	経営企画室の分掌事務を定める部分第11号及び第18号から第22号までに掲げる事務		1人

に、

」

「水道建設課の事務分掌を定める部分第4号及び第5号に掲げる事務」を「水道建設課の分掌事務を定める部分第2号から第5号までに掲げる事務（配水支管の工事の施行に係る事項に限る。）」に改める。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。